

【【注意喚起】非正規の自家製アルコール飲料の摂取によると考えられる重篤な健康被害の発生】

令和2年9月26日(総20第95号)  
在デンパサール日本国総領事館

※在インドネシア日本大使館より以下の領事メールが発出されています。

●ジャカルタ首都圏内において、非正規の自家製アルコール飲料(いわゆる「密造酒」「闇酒」)を摂取したことが原因と見られる在留邦人の死亡、中毒症状の発症等の事案が発生しています。

●同アルコール飲料(リキュールに似た洋酒)は、既に他の在留邦人等にも流通している可能性があります。もし疑わしき飲料がお手元にある場合には絶対に飲まないでください。既に飲んでしまった場合は、自身の体調の変化に十分注意してください。

●いかなる場合でも、「密造酒」や「闇酒」と呼ばれる非正規のアルコール飲料の購入及び摂取は絶対にお止めください。

1 ジャカルタ首都圏内において、最近、非正規のルートにより入手した自家製アルコール飲料(リキュールに似た洋酒、添付写真参 <https://www.id.emb-japan.go.jp/sankou.jpg>)を摂取した複数の在留邦人が、死亡、または深刻な中毒症状を発症した事案の発生を当館として認知しました。これらの死亡または中毒症状は、同アルコール飲料の摂取に起因するものと強く推察される状況があります。

2 同アルコール飲料はジャカルタ首都圏に在留する他の邦人等にも流通している可能性があります。もし疑わしき飲料が現在お手元にある場合には、絶対に飲まないでください。また、既に飲んでしまった場合は、自身の体調の変化に十分注意し、嘔吐や視覚異常等の中毒症状が見られる場合は速やかに医師に相談してください。

3 一般的に「密造酒」や「闇酒」と呼ばれるこうした非正規のアルコール飲料を摂取することは御自身の生命・健康に大きなリスクを伴うものです。インドネシアにおいては、密造酒や闇酒が広く出回っている状況がありますので、いかなる場合であっても、非正規のアルコール飲料の購入及び摂取は絶対にお止めください。